

事務連絡
令和4年3月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「特定用途医薬品の指定について」の一部訂正について

「特定用途医薬品の指定について」（令和4年3月23付け薬生薬審発0323第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願ひします。

【正】	【誤】
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の2第3項の規定に基づき、下記1. について <u>特定用途医薬品</u> として指定したので、通知する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の2第3項の規定に基づき、下記1. について <u>希少疾病用医薬品</u> として指定したので、通知する。